

「職長・安全衛生責任者教育」のご案内

平素より当協会の事業運営について格別のご高配を賜り、感謝申し上げます。

労働安全衛生法第60条及び同規則40条の規定に基づき事業者は、新たに職長に選任した者や作業を直接指導又は監督をする者（法定の作業主任者を除く）に対し、安全衛生の教育を実施することが義務づけられております。さらに建設業においては、平成12年3月28日付 基発第179号により「安全衛生責任者に対する安全衛生教育」についても規定されております。

当協会では、事業主に代わって法令で定める教育課程に基づき、標記講習会を下記により開催いたします。法令を遵守し労働者の安全衛生等の知識高揚の為、貴事業場の該当者を受講させていただきたくご案内申し上げます。

記

- 1 期 日 令和6年11月14日（木）～ 15日（金）
- 2 会 場 新潟市秋葉区文化会館（一階 練習室1）
新潟市秋葉区新栄町4番23号 TEL 0250-25-3301
＜※多少遅れる場合は、会場に電話を入れて下さい＞
- 3 時 間 ○ 建設業以外 9時～16時（2日間とも）
 ○ 建設業 9時～17時（2日間とも）
- 4 定 員 30名（定員になり次第締め切ります）
※ 参加人員が6名未満の場合は、効果的な授業とならないため、中止させていただき、次回の職長教育に振り替えさせていただきますので、ご了承ください。
- 5 受講料 ○ 建設業以外 14,000円（非協会員は16,000円）
 ○ 建設業 16,000円（非協会員は18,000円）
※ 受講料には、テキスト代を含みます。
- 6 申込期限 令和6年10月30日（水）
- 7 申込方法 申込書と振込書の写しをFAX又は郵送で送って下さい。受講番号はFAX等でお知らせいたしますので、必ずTEL・FAXの記載をお願い致します。
受講料は下記口座に振込み願います。
- ◇ 振込先 (一社)新津労働基準協会 第四北越銀行 新津支店（普）0331019
◇ 申込先 〒956-0864
 新潟市秋葉区新津本町4-18-12 (一社)新津労働基準協会
 (TEL 0250-22-6852 FAX 0250-22-6310)

- 8 その他 ○全課程受講者には講習会終了後、修了証を交付します。
○当日は筆記用具、お昼を持参下さい。尚近くにコンビニ、飲食店あり

(参考)

※ 職長教育対象業種 (安衛法施行令第 19 条)

製造業・建設業・電気業・ガス業・自動車整備業・機械修理業

但し、製造業は次に掲げるものを除く

たばこ製造業・繊維工業 (紡績業及び染色整理業を除く)

衣服その他の繊維製品製造業・紙加工品製造業 (セロファン製造業を除く)

※ 職長・安全衛生責任者教育対象業種 (H12.3.28 基発第 179 号)

建設業のみ

受講日 11 月 14・15 日 「職長・安全衛生責任者教育」 受講申込書

受講種別左側に○をつけてください。			
○付ける	職長・安全衛生教育 会員 14,000 円・非協会員 16,000 円	○付ける	【建設業】職長・安全衛生責任者教育 会員 16,000 円・非協会員 18,000 円
(会員 ・ 非会員) 該当を○で囲む		TEL	()
※県内のいずれかの労働基準協会員は会員とみなします		FAX	()
事業所名		業種	
所在地	〒	従業員数	
受講番号		氏 名	生年月日
※		(ふりがな)	昭 ・ 平 年 月 日生
※		(ふりがな)	昭 ・ 平 年 月 日生
※		(ふりがな)	昭 ・ 平 年 月 日生
※		(ふりがな)	昭 ・ 平 年 月 日生
※受講番号の欄は当協会で使用しますので記入しないでください。			

上記のとおり申し込みます。

(一社) 新津労働基準協会長 殿

令和 年 月 日

申込責任者: _____ (印)

※当日のキャンセルは一切払戻いたしません。締切日以降のキャンセル料は 3 割頂きます。受講者の変更は前日までに連絡下されば、可能です。 ※個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、講習会の実施及び修了証の管理以外には使用いたしません。